



## 労働基準監督署の調査の実施について

労働基準監督署では、毎年、年間の監督計画に基づき、任意に事業所を選定して定期監督を行っています。今回は、労働基準監督署調査の主な重点項目を取り上げます。

### ① 年次有給休暇について

★年次有給休暇が、10日以上付与される労働者について、年5日以上取得させなければなりません。  
(正社員だけでなく、パート等の非正規社員についても同様です)

★年次有給休暇管理簿(労働者ごとに時季、日数、基準日を管理している書類)を作成し、3年間保存しなければなりません。

### ② 時間外・休日労働に関する協定届について

**[36協定]**

★時間外・休日労働を行わせるためには、労働者代表・労働組合と36協定を締結し、労働基準監督署に届出をしなければなりません。

### ③ 時間外労働の実績について

★始業・終業時刻が適正に記録されている書類等により、労働時間を把握し管理しなければいけません。  
(労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数)

★時間外・休日労働時間については、36協定で結んだ時間を超えて、行わせることはできません。

36協定例 【1年単位の变形労働時間制以外の場合】	延長できる時間(1日) 5時間	(1ヶ月) 45時間	(1年) 360時間
	特別条項(1日) 15時間	(1ヶ月) 80時間	(1年) 720時間

**特別条項の時間は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等の場合に限りです。**  
例えば、災害、システム障害、新型コロナウイルスの影響による業務量の大幅な増加等です。恒常的な理由は認められません。調査の際に1ヶ月45時間を超えて残業を行っている実績がある場合、1ヶ月45時間・1年360時間以内とするよう具体的方策を検討し、その改善結果の報告が求められます。

先日、厚生労働省HPにて、令和2年度11月に実施された「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果が公表されました。9,120の事業所で実施され、6,553の事業所で労働基準関係法令違反が認められました。さらにその中で最も多かった違反事項は、労働時間です。

主な違反事項は、「36協定なく時間外を行わせている」「36協定が無効又は、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせている」「時間外労働の上限規制」です。

調査の際は、主に一番多く時間外労働を行っている労働者について確認します。時間外労働時間数・休日労働時間数を把握し、36協定で定める限度を超えることがないよう、毎月の管理が必要です。

《筆者：黒澤》

### 調査時に求められる書類

- ・ 調査票(事前に届く)
- ・ タイムカード等労働時間が確認できる書類
- ・ 各月各人ごとの時間外・休日労働時間の一覧(直近1年分)
- ・ 賃金台帳
- ・ 就業規則(賃金等の別規程を含む)
- ・ 年次有給休暇管理簿
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届(控)
- ・ 変形労働制を採用している場合その関係書類
- ・ 労働条件通知書
- ・ 労働者名簿
- ・ 健康診断個人票



### お知らせ

- 労働保険料等の申告納付は、**7月12日(月)まで**です。忘れずに納付をお願い致します。
- 算定基礎届** 4・5・6月に支払われた給与額で、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の見直し(算定基礎届)を行います。出勤簿(時給者・日給者)・賃金台帳の確認が必要になりますのでご協力をお願い致します。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため職員の訪問を控え、郵送などで対応させていただいております。**

### 自然との共生

梅雨の合間を見て奥日光・光徳から切込湖、刈込湖を往復してきました。毎年2~3回は歩いているコースです。往復で約6時間歩いてきました。



自然の中を行きかう人もなく歩いていると心が洗われる思いがしてきます。光徳でのクリンソウが本当にきれいでした。

### わたしのひとこと

今年の通常国会で、国家公務員の定年年齢を65歳に引き上げられることが決定しました。現行の60歳を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度には65歳にするということです。要は、2年に1歳ずつ年齢を伸ばし段階的に65歳まで引き上げていく手法です。賃金の扱いについては当分の間、60歳時の賃金の70%とし、定年引き上げが完了する令和13年までに賃金制度(システム)の見直しを全体的に行うとのこと。つまり60歳以降の賃金の原資を新たに準備することではなく、賃金カーブを緩やかにすることで65歳までの雇用を維持する手法です。役職定年制、短時間勤務制度の導入、また退職金についても60歳~64歳で退職する職員にも不利益緩和措置が設けられました。これに伴い民間企業の定年退職も60歳から65歳に延長されるのも時間の問題であると思います。 鍋島 勝子



## 企業の経営者の皆様に全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: [nabeshima@nabeshima-sr.or.jp](mailto:nabeshima@nabeshima-sr.or.jp)

